

静岡大学教育学部同窓会愛知支部会則

- 第1条 本会の名称は静岡大学教育学部同窓会愛知支部という。支部の活動は静岡大学教育学部同窓会総会の決定を受け、その連絡調整には本部が承認した支部理事1名があたる。
- 第2条 本会は会員相互の研究と親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。
1 総会 2 会誌発行 3 会員名簿の作成 4 青年部歓迎会
5 懇親会 6 学習会 7 親睦旅行 8 その他の行事
- 第3条 本会の会員は、愛知県内の在住者で、次に該当する者を会員とする。
1 普通会員
(1) 静岡大学の教育学部並びに教育学部専攻科及び大学院教育学研究科を卒業した者または修了した者
(2) 静岡県内の各師範学校及び各学校教員養成所を卒業した者
2 特別会員
(1) 静岡大学の関係者で、支部長が認めた者
- 第4条 本会の会員は、年額1,000円を、同窓会本部へ納めることとする。
- 第5条 本会の円滑な運営と発展を図るために、次の役員を置く。役員の任期は2年間とする。支部長は総会において選出し、その他の役員は支部長が委嘱する。
○支部長1名 ○副支部長2名 ○事務局長1名 ○事務局次長1名
○会計1名
- 第6条 会員相互の研鑽と親睦を深めるため、次の委員会と部会を置く。また、各委員会と各部会の長は支部長が任命する。
1 委員会・部会の活動内容
(1) 研修委員会 …… 研修会の企画運営を行う。
(2) 広報委員会 …… 会報を年1回以上発行する。
(3) 青年部会 …… 親睦旅行の企画運営を行う。
(4) 女性部会 …… 親睦会の企画運営を行う。
2 委員会・部会の長は、支部長が委嘱する。
- 第7条 本会には、相談役と顧問をおくことができる。
- 第8条 本会の会費は年額1,000円とし、総会時または振込みにより徴収する。
- 第9条 総会は毎年1回開催し、必要に応じて臨時に開くことができる。
- 第10条 会員の慶弔規定については、細則として記す。
- 第11条 本会則の改訂は、役員会での検討後、総会で承認する。
- 第12条 本支部の所在地は、事務局長の自宅に置くものとする。